



徳ト協発第109号
令和3年3月22日

徳島県中小企業団体中央会
会長 布川 徹 殿

一般社団法人徳島県トラック協会
会長 湯浅 恭介



トラック輸送の「標準的な運賃」へのご理解・ご協力について（お願い）

拝啓 春分の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、我々トラック運送事業者に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年に成立した働き方改革関連法において、令和6年4月からドライバーへの時間外労働の罰則付き上限規制（年間960時間まで）が適用されることとなり、ドライバーの労働条件の改善が喫緊の課題となっています。

こうした状況に鑑み、平成30年12月に貨物自動車運送事業法が改正され、法令を遵守し、持続的に事業を行う上で参考となる「標準的な運賃」が告示されることとなり、令和2年4月24日・国土交通大臣より告示されました。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、しばらく厳しい状況が続くものと思われますが、安定した輸送力を確保するために、何卒「標準的な運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【参考資料（別添）】

◆安定した輸送力確保に向けた取り組みのお願い（令和2年12月）

国土交通省、（公社）全日本トラック協会連名文

◆改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

A4版 両面リーフレット

◆トラック輸送の「標準的な運賃」が定められました

A4版 パンフレット（令和2年4月）

◆安全・安心なGマークの安全性優良事業所をご利用下さい

A4版 見開きリーフレット

◆Gマークは安全・安心・信頼のマークです（徳島県下認定事業所一覧）

A4版 一枚

◆トラックは生活と経済のライフライン

A4版 見開きリーフレット